

令和8年度農泊の推進・レベルアップ事業 (リフレッシュプログラムプロモーション) 業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度農泊の推進・レベルアップ事業(リフレッシュプログラムプロモーション)業務委託

2 目的

三重県の農山漁村の活性化を図るため、本県では農泊の取組を推進し、地域資源を活用したビジネスを展開する人材の育成や、多様な主体との連携による集客力強化に取り組んできた。

一方、仕事や周囲との人間関係などでストレスを抱える労働者が増加する中、社員の福利厚生や社会貢献などの活動機会を農山漁村に求める企業や、ウェルビーイングを意識して人的資本経営に取り組む企業が存在する。

本業務委託では、昨年度作成したリフレッシュできる農林漁業体験、農山漁村体験、自然体験等を組み入れた農泊プログラム(以下、「リフレッシュプログラム」という。)の磨き上げを行うとともに、企業への販売方法の検討・試験販売を実施するなど、企業等に福利厚生や研修の場として利用を提案することで新たな需要を開拓し、より多くの宿泊者が農山漁村を訪れることにより農山漁村の活性化を図ることを目的とする。

なお、本業務において、農泊とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいい(農林水産省ホームページ「農泊」の推進について:農林水産省から引用)、漁村地域における滞在型旅行である渚泊(渚泊(なぎさはく)の推進:水産庁参照)を含む。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月12日(金)まで

4 業務内容

受託者は、次に掲げる4(1)から4(4)について、県と事前に協議の上、委託業務を実施する。

(1) リフレッシュプログラムの磨き上げに向けた研修会の実施

① 対象

令和7年度「農泊の推進レベルアップ事業(リフレッシュプログラムモニターツアー)」においてリフレッシュプログラムを作成した農泊事業者等

なお、新たにリフレッシュプログラムの作成を希望する農泊事業者、および今後農泊の提供を検討する農林漁業者、地域資源を活用したビジネスを展開しリフ

レッシュプログラムの提供に意欲がある方々の参加も可能とすること。

② 目的

リフレッシュプログラムの磨き上げを行うにあたり、企業の求める「リフレッシュ」とはどのようなものを理解し、研修受講者等が、今後も継続的にリフレッシュプログラムの磨き上げを行うことができるよう必要な知識を習得させるとともに、今後の自走を見据え、研修受講者等が継続的にリフレッシュプログラムを販売することができるよう企業等へのプロモーション方法や販売管理の手法を学ぶこと目的とする。

③ 実施期間・実施回数

契約締結日から令和8年8月末までを目安に、研修を1回（4時間程度）実施する。

④ 実施日時・実施会場

4（1）の研修受講者が参加しやすい開催日・時間・場所を設定し、三重県の承認を得た上で決定する。

必要な備品・器具・装置等は全て受託者が用意し、会場の確保および調整等の運營業務を一括して受け持つ。

⑤ リフレッシュプログラム磨き上げ様式の作成

受託者は、研修に先立ち、リフレッシュプログラムの磨き上げに向けた様式を作成する。なお、4（1）の研修の際、受講者に対し当該様式の説明を行い、三重県と協議の上決定する提出期限までにリフレッシュプログラムの磨き上げを行うこととする。

⑥ 研修の講師

以下に示す次の者いずれか又は両方とすること

ア 企業が農泊に求めるニーズについて精通した専門家

企業側の新たな需要を開拓するため、企業側のニーズに精通し、かつ、福利厚生や研修の場として、地域の自然・文化資源を活かした体験プログラムの構築や指導が可能な人物。

イ 企業に伝わる情報発信方法に精通した専門家

研修受講者が、事業実施後も継続して企業に対して情報発信を行い、リフレッシュプログラムの販売が自走できるよう、販売体制の構築に向けた注意点や、よりよい情報発信方法の確立に向けた指導・助言が可能な人物

⑦ 研修の内容

研修内容については、以下のテーマを含んだものとし、講師も含めて企画提案書にて提案を行うこと。

- (A) 顧客（企業）が農泊に求めるニーズのポイント
- (B) 顧客（企業）が農泊に求めるニーズの体験プログラムへの反映手法
- (C) 顧客（企業）への情報発信の方法
- (D) 顧客（企業）との販売体制の構築のポイント
- (E) 上記⑤のリフレッシュプログラム磨き上げ様式の説明と提出期限

⑧ 研修の広報および研修受講者の募集

チラシの作成など研修受講者の募集の業務は、受託者が主体的に行うこと。
4（1）の研修受講者の募集の際には、令和7年度に実施した「農泊の推進・レベルアップ事業（リフレッシュプログラムモニターツアー）業務委託」の結果も活用する。なお、上記業務の結果については、県から受託者へ貸与する。

⑨ リフレッシュプログラムの磨き上げのための研修後のフォローアップ

リフレッシュプログラムの磨き上げのための研修後のフォローアップの方法については、下記ア～ウを加味し企画提案書にて提案を行うこと。

ア 4（1）の研修受講者からの問い合わせに対して、研修以外の機会も活用し、作成をサポートする。

イ プログラムには、農山漁村での「宿泊」と、リフレッシュできる農林漁業体験や農山漁村体験、自然体験等の「体験」を必ず組み入れることとし、地域食材を使った料理などの「食事」の要素は任意で組み合わせて盛り込む。

ウ 通常の個人向けの農泊とは異なり、企業をターゲットとした複数名を受け入れるものとし、リフレッシュプログラムとして企業の人事・福利厚生部門などに魅力を訴求できる内容を盛り込むこと。

⑩ 顧客（企業）向け提案書（リーフレット）の作成

顧客（企業）の人事・福利厚生部門などに対する訴求につなげるため、磨き上げ後のリフレッシュプログラムについて、以下の項目（例）を参考として整理した提案書（リーフレット）を作成すること。なお、提案書（リーフレット）の作成にあたっては、ストレスケアの専門家の意見を聴取し、参加者に与える効果（心理的影響）を定量的（コルチゾール値や唾液アミラーゼ活性値の測定など）・定性的（アンケート調査など）に評価し、企業の人事・福利厚生部門などに魅力を訴求できる内容とすること。

提案書（リーフレット）はデジタル形式及び紙形式とし、掲載内容の決定、デザイン、構成まで一貫して行うものとする。なお、ファイル形式については、後日、農泊協議会等において、データの修正が可能なファイル形式とすること。

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真等）は、県が発信するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等において無償で二次使用を可能とすること。

【項目（例）】

- ・ 価格
- ・ 催行時間
- ・ オプション
- ・ 行程（どこで何を伝えるのか）
- ・ 企業に訴求するリフレッシュ効果（令和7年度の成果の活用を想定）
- ・ 安全性・安心性
- ・ 刺さるタイトル
- ・ 魅力的でわかりやすい写真
- ・ ハイライト
- ・ わかりやすい集合場所
- ・ クチコミ促進の仕掛け
- ・ 即時予約の可能性、予約締め切り時間

(2) モニターツアー対象プログラムの設定

受託者は、モニターツアー対象プログラム選定のため、「審査基準（案）」を作成し、県が定める日（8月上旬予定）までに提出、その後、県と協議して「審査基準」を決定する。「審査基準」の作成にあたっては、以下の項目を含める。

- ・ 農泊であること
- ・ 企業が求めるニーズへの適合性
- ・ リフレッシュという目的への適合性
- ・ 採算性

これらに基づき、4（1）の研修受講者が提出したプログラムの中から実現性の高いものを選定し、2つ以上のモニターツアー対象プログラム（1プログラムにつき2体験以上）を設定する。なお、選定は三重県との共同審査により、得点順を基準とするが、特定項目に著しく低評価がある場合は除外する。

モニターツアー対象プログラム設定時には、ストレスケアの専門家の意見を聴取しその内容をプログラムに取り込み、プログラムが参加者に与える効果（心理的影響）を定量的（コルチゾール値や唾液アミラーゼ活性値の測定など）・定性的（アンケート調査など）が評価でき、企業の人事・福利厚生部門などに魅力を訴求できる内容となるようにし、最終的に三重県の承認を得ること。

(3) 試験販売及びモニターツアーの実施

受託者は、磨き上げ後のプログラムについて、作成した提案書（リーフレット）を用いて、試験販売のための販促・営業活動を行うとともに、モニターツアー対象プログラムについて、効果測定を含めたモニターツアーとして次のとおり実施する。なお、販促・営業活動の手法については、企画提案書について提案を行うこと。

① 参加企業等の募集

受託者は、モニターツアーの広報、告知、参加者募集、申込み受付、催行に伴う問い合わせ対応、参加者の選定、事前調整、事後連絡、及び旅行契約締結等の業務を一括して実施する。

参加者は、福利厚生、心の健康、社員研修、社内コミュニケーションの活性化、社員のウェルビーイングの向上、社会貢献、地域貢献などに関心があり、三重県の農泊にも興味がある企業等を対象とし、公募方式とする。

参加者への営業活動は、リフレッシュプログラムの磨き上げの研修の実施と並行して令和8年7月頃から開始し、東京、名古屋又は大阪の企業及び県内の企業を含めて30社以上に行う。なお、参加者への営業活動の方法については、企画提案書にて提案を行うこと。

参加者への営業活動の際には、令和7年度に実施した「農泊の推進・レベルアップ事業（リフレッシュプログラムモニターツアー）業務委託」の結果も活用する。なお、上記業務の結果については、県から受託者へ貸与する。

募集は、効果検証（心理的影響を定量的に評価するためのストレス測定などや心理的影響を定性的に評価するためのアンケートなど）への同意を条件とし、ツアー各回で参加者の8割以上の同意を得ること。

② 実施期間

モニターツアーは、令和8年10月から令和8年12月下旬までを目安に実施する。なお、実施期間を前倒しにしても差し支えない。

③ 実施方法

ア 旅行業法に基づいた1泊2日のモニターツアーを2コース以上で実施する。

イ モニターツアー実施日は、4(2)で選定された対象者等と協議の上決定する。

ウ 各コースは概ね5名、全体で10名以上とする（受入体制に応じて決定）。

エ 受託者は、宿泊、食事、体験など、必要な旅行サービスの手配を行う。

オ 受託者は、モニターツアー参加者に対し、モニターツアーの参加前（集合時点）と参加後（解散時点）の2回以上、ストレス計測（コルチゾール値や唾液アミラーゼ活性値の測定など）を行う。

カ 受託者は、モニターツアー参加者に対し、モニターツアーの参加後（解散時点）

にアンケートを行う。

キ モニターツアーについて記録写真の撮影を行い、報告書に整理する。

④ 費用負担

モニターツアー参加者に要する費用の負担は、以下のとおりとする。

なお、ツアー催行に係る人件費や一般管理費等には、委託料を充てることとし、これらについては、参加者の負担としない。

費用	費用の負担
参加者の自宅から現地集合場所までの交通費	参加者の自己負担
現地集合場所から現地解散場所までの交通費（又は貸切バス等の費用）	全額、委託料を充てる
体験費用（朝・昼・夕食の費用、宿泊費用を除く体験プログラムの費用）	全額、委託料を充てる
朝・昼・夕食の費用	参加者の自己負担
参加者が任意でとる飲食の費用、任意で購入するものの費用	参加者の自己負担
宿泊費用	参加者の自己負担
現地集合場所から参加者の自宅までの交通費	参加者の自己負担
参加者の傷害保険料	参加者の自己負担

⑤ その他注意事項

ツアー中の事故に備えて、参加者全員に国内旅行傷害保険等に参加させること。保険料は参加者負担とする。（再掲）

(4) モニターツアーの効果解析と参加企業等へのフィードバック及びモニターツアー後研修の実施

4(3)③の定量的評価（例：コルチゾール値、唾液アミラーゼ活性値の測定等）および定性的評価（例：アンケート調査）の結果の分析を行い、報告書を作成する。

分析結果は、モニターツアーに参加した企業等の参加者へフィードバックする。なお、フィードバックの方法は企画提案書に記載すること。

分析結果を踏まえ、モニターツアー後研修を企画・実施し、県内の農泊（渚泊も含む）事業者一般へフィードバックする。

① 実施期間

モニターツアー効果解析後から令和9年2月下旬頃までを目安に、研修を1回（4時間程度）実施する。

② 実施日時・実施会場

研修受講者が参加しやすい開催日・時間・場所を設定し、三重県の承認を得た上で決定する。

必要な備品・器具・装置等は全て受託者が用意し、会場の確保および調整等の運営業務を一括して受け持つ。

③ 研修の内容

研修内容については、下記テーマを含んだ上で、ストレスケアの専門家による講義を行うよう企画提案書にて提案を行うこと。

ア モニターツアーの分析結果

イ 分析結果を踏まえたリフレッシュプログラムの改善点

5 業務完了後の提出書類

業務完了時には、本業務実施内容、成果その他必要事項を記載した業務完了報告書を、下記の通り提出する。

(1) 業務完了報告書

① 提出期限

令和9年3月12日（金）

② 提出場所

三重県農林水産部農山漁村づくり課

③ 提出物

・業務完了報告書（事業実施による効果を取りまとめたもの。ただし、研修実施報告書・モニターツアーの実施報告書に、この委託業務実施による効果を記載している場合は、「業務完了報告書」と題し、受託者から三重県あての「業務が完了したので報告する」旨を記載した送付状のみで可）なお、印刷物にあわせて、電子媒体でも提出すること。

・研修実施報告書

研修実施報告書の作成にあたっては、実施日時、参加人数、内容などを明記し、研修で使用した資料を添付する。

・モニターツアーの実施報告書（記録写真付き）

4（3）③キの報告書に、4（4）の分析結果を記載したもの。

なお、4（3）③キの報告書の作成にあたっては、実施期間、参加企業等の募集の期間・対象・方法・結果、モニターツアーの記録写真、モニター

ツアー実施時の配慮事項やポイントなど今後のリフレッシュプログラムの品質を高めるための提案などについて整理する。

4（4）の報告書には、測定手法、対象者の属性、実施日時、その他分析に必要なデータ、測定結果データ一覧表、測定の分析結果、考察などについて整理する。

- ・モニターツアーを実施したリフレッシュプログラム（4（1）⑤の様式に記入したもの）
- ・顧客（企業）向け提案書（リーフレット）
4（1）⑩において作成したものの電子媒体。

（2）その他

- ① 報告書の提出にあたっては、事前に三重県の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

リフレッシュプログラム（※太枠内が本業務の範囲である）

- 4（１）リフレッシュプログラムの磨き上げに向けた研修の実施
- ・研修の実施（①～⑧）
 - ・リフレッシュプログラムの磨き上げに向けた研修後のフォローアップ（⑨）
 - ・顧客（企業）向け提案書（リーフレット）の作成（⑩）



- 4（２）モニターツアー対象プログラムの設定



- 4（３）試験販売及びモニターツアーの実施



- 4（４）モニターツアーの効果解析、参加企業等へのフィードバック、モニターツアー後研修の実施



- 5 業務完了後の提出書類の提出

- ・成果物：モニターツアー２コース分のリフレッシュプログラム等
- 顧客（企業）向け提案書（リーフレット）



企業などをターゲットとした新たな需要の開拓



農山漁村の活性化

6 業務実施の条件

- （１）業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施すること。
- （２）委託期間内においては必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認すること。
- （３）本契約に基づく成果物（上記５（１）③の提出物をいう。５（１）③の研修実施報告書に添付する、研修で使用した資料は除く。４（１）⑤のリフレッシュプログラムの様式は成果物に含む。以下同じ）の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。以下同じ）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。ただし、リフレッシュプログラムの著作権は、当該プログラムを考案した研修受講者が著作権を有するものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

- (4) ストレスケアの専門家が、自身の氏名を付して成果物の一部を記載した場合において、その科学的知見に基づき記載した部分については、上記（3）にかかわらず、当該部分の著作権は、当該専門家が保有する。この場合においては、三重県へ成果物の引き渡し完了したとき、当該専門家は、三重県又は本業務の対象としたリフレッシュプログラムの提供者が、リフレッシュプログラム一般又は本業務の対象とした個々のリフレッシュプログラムの効果を広報し、又は報告するために、成果物をそのまま又は要約して、当該専門家の氏名を付して又は付さないで、複製し、公衆送信し又は頒布等を行うこと（以下この項において「使用」という。）につき、許諾したものとする。受託者は、使用が、受託者の信用若しくは名誉を損ない、又は科学的に正しくない理解をされるおそれがある場合以外には、著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 受託者は、再委託により当該専門家に本業務の一部を委託する場合には、受託者と当該専門家との間の契約において、上記（4）のとおり約定しなければならない。
- (6) 受託者は、写真撮影にあたっては、肖像権を侵害しないよう、被写体となる人の許諾を得て撮影すること。
- (7) 委託業務遂行においては、常に連絡・調整が取れる体制を整え、円滑な業務実施に努めること。
- (8) 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害が三重県の責めに帰すべき事由による場合においては、三重県がその費用を負担するものとし、その損害額は、三重県と受託者が協議して定める。